

33年目に入った消費税の減税・廃止を！

消費税が始まってから、今年の4月1日で33年目に入りました。消費を減らし景気を冷やすこの税は、ほかにも多くの問題を持つ不公平税です。

税率が一定で生活費にもかかるため、低所得者ほど負担の重くなる逆進課税です。

輸出大企業は戻し税という名の莫大な補助金を受け取っており、財源はその下請け会社をはじめとして1人1人の国民が支払った消費税が使われています。

税金は始まって以来、社会保障ではなく所得税・法人税の最高税率引下げなど減税の穴埋めに充てられて来ました。

また計算の事務は煩雑で、複数税率の対応も合わせて、小規模な事業者には重い負担です。



2023年10月から始まるインボイス制度は現行1千万円の免税点制度を事実上無効化し、小規模事業者を商取引から排除するものです。

消費税は2019年10月に、景気の減速と多くの国民の反対を無視して10%に増税されました。多くの事業者が消費税の過酷さを実感しています。

民商は「消費税率を5%に引き下げ複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願署名」と、請願事項に同じ内容を含む「中小業者の新型コロナ危機打開を！緊急請願署名」を募っています。

国民の声を集めて消費税の減税・廃止を、1日も早く実現しましょう。

尾北民商
ニュース

2021年
4月12日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

消費税反対の4・1宣伝行動！

4月1日は、消費税の減税・廃止をかかげて全国各地で多くの市民団体が宣伝行動を行いました。

江南市では、民商を含めた複数の市民団体から合わせて9人が、江南団地のスーパーマーケット前で宣伝署名活動を行いました。

ハンドマイクで呼びかけ、意見チラシやポケット

1時間で95人が署名！

ティッシュを配布すると、多くの方が足を止め、午前の1時間で95人分の署名が集まりました。

署名してくれた人達からは「1割も取られてやっていけない」「税金を決めている人たちは自分で買い物をしているの？」などの意見が出されました。



労働保険 年度更新手続きのご案内です！

本年も年度更新手続きの期限が近づいています。尾北民商で労働保険に加入している会員さんは、4月23日(金)までに下記書類の提出が必要です。

- 労働保険賃金の報告(全業種)
- 労働保険の一括有期事業総括表・

算定基礎賃金等の報告書(建設業のみ)

- 一括有期事業報告書(建設業のみ)

記入に不明な点があって書類が完成しない人は、右の通り年度更新手続きの相談を行いますのでご来場ください。

時 4月22日(木)、23日(金)

午前 10時～12時

午後 13時30分～16時、18時～20時

場所 尾北民商事務所 2階

※ 各種提出書類、賃金台帳、元請工事のわかるもの(R2年4月1日～R3年3月31日分)、印鑑、会社ゴム印、筆記具、計算機などお持ちください

期日を厳守するようお願いします！

所得税・消費税申告が済んでいない人は急いで民商へ！